

～めざそう 災害に強い土岐川・庄内川～

平成 29 年 9 月 5 日
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所

土岐川・庄内川の『河川協力団体』を募集します

～ 河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体の支援にむけて ～

庄内川河川事務所は、「水防法及び河川法の一部を改正する法律」の河川協力団体制度に基づく、河川協力団体を平成29年9月6日から追加募集します。

河川協力団体制度とは自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するもので、河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等を対象に募集します。

なお、指定を受けると河川清掃や除草に際し事務所所有の除草用具の貸出等を受けられます。これまでの指定により、土岐川・庄内川で11団体が指定を受けて活動しています。

1. 募集期間 平成29年9月6日（水）から平成29年10月5日(木)まで
2. 応募要項等 「河川協力団体募集要項」
(庄内川河川事務所HP
<http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/chiikirenkei/kasenyoryoku/>
をご確認下さい)
3. 募集機関 中部地方整備局庄内川河川事務所
4. 添付資料 「募集チラシ」
5. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、多治見市政記者クラブ、恵那記者会

【問い合わせ先】

庄内川河川事務所	副所長	宮地 賢
	調査課 地域連携グループ長	新田 良彦
電話	(052) 914-6924	(直通)
FAX	(052) 914-6947	

土岐川・庄内川における 河川協力団体を募集します！

募集期間：平成29年9月6日～平成29年10月5日

■河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

■河川協力団体の活動内容の一例



河川敷等清掃



竹林伐採整備作業



総合学習支援



ガサガサ調査

1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待される具体的な活動内容

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する活動

(2) 対象となる区間

土岐川・庄内川：河口から土岐市内の三共橋までの区間

矢田川：庄内川合流点から名古屋市内の宮前橋までの区間

小里川ダム管理区間

※上記区間のうち活動を希望される区間を選択できます。

2. 資格および申請書類

庄内川河川協力団体募集要項をご確認ください。

なお、募集要項については庄内川河川事務所HP

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/chiikirenkei/kasenkyoryoku/>)
をご確認ください。

問い合わせ先：庄内川河川事務所 調査課 地域連携グループ
Tel：052-914-6924